

参 考

[根拠法令等]

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例

(負担金の減免)

第 10 条 国または地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 公営企業管理者は、次の各号の 1 に該当する受益者の負担金を減免することができる。

- (1) 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している受益者
- (2) 国または地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
- (3) 国または地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
- (4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
- (5) 事業のため土地、物件、労力または金銭を提供した受益者
- (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

(負担金の減免)

第 12 条 1～2 略

3 負担金の減免の基準は、別表第 2 のとおりとする。

別表第 2 (第 12 条関係) 別紙のとおり

負担金減免基準

対象事項	減免率(%)
1 国又は地方公共団体の所有又は使用に係る土地(管理者又は職員が住居に使用する敷地を除く。)	
(1) 一般庁舎用地	50
(2) 国公立学校用地	75
(3) 国公立社会福祉施設用地	75
(4) 警察法務収容施設用地	75
(5) 国公立病院用地	25
(6) 企業用財産に係る土地(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)適用事業も含む。)	25
(7) 有料職員宿舍用地	25
(8) 遺跡及び史跡の保存用地	50
2 文化財である土地、建物その他の工作物の敷地	100
3 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置するものに係る土地(管理者又は職員が住居に使用する敷地を除く。)	75
4 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設に係る土地(管理者又は職員等が住居に使用する敷地を除く。)	75
5 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童遊園地の用に供されている土地	100
6 神社、寺院、教会、修道院その他これに類する団体が、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する目的のために使用する土地(管理人等が住居に使用する敷地を除く。)	
(1) 本殿、拝殿、本堂、会堂その他これらに類する建物に係る境内地	100
(2) その他の境内地	50
(3) 墓地	100
(4) 管理人の居住しない小規模な神社又は寺院であって、通常広く市民の集会や祭事のために使用されているものの敷地	100
7 鉄道用地(駅舎敷地又はプラットホーム敷地を除く。)	
(1) 線路敷地	80
(2) 駅前広場敷地	100
(3) 踏切に係る敷地	100
(4) 公共用導水路敷地	100
8 自治会等が管理する施設に係る土地	
(1) 公会堂、公民館、集会所等の敷地(管理人等が住居に使用する敷地を除く。)	100
(2) 消防器具、備品等の格納庫の敷地	100
9 下水道用地に供している土地	100
10 公共性の高い私道	100
11 大津市の公共下水道施設設置基準及び技術に適合した施設を有する開発区域の土地	100
12 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者の所有する土地	100
13 その他実情に応じて減免することが必要と認められる者の所有する土地	その都度公営企業管理者が決定する率

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。